八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱

(令和3年3月30日[、] (要綱第28号

(目的)

第1条 この要綱は、市内において民間賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)の 建設等を行う者に対して、予算の範囲内で八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助 金(以下「補助金」という。)を交付し、民間資金を活用した賃貸住宅の建設 等を促進すること(以下「補助事業」という。)により、良質な賃貸住宅の供 給拡大を図り、若者や子育て世代などの移住及び定住を促進することを目的と する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 民間賃貸住宅 各戸について、個人又は法人との賃貸借契約の締結により 入居される住宅として、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定す る長屋、共同住宅又は店舗併用共同住宅等の複合住宅(寄宿舎及び下宿を除 く。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 建築基準法その他関係法令の基準に適合するものであること。
 - イ 組立て式仮設建築物等の簡易なものではないこと。
 - ウ 公共下水道又は公共浄化槽等に排水が接続していること。
 - (2) 市内業者 八幡浜市内に本店、支店等の事業所を有する建築業者等をいう。
 - (3) 新築 更地に賃貸住宅を建築すること又は既存の建物を全部解体し、新た に賃貸住宅を建築することをいう。
 - (4) リノベーション 様々な居住ニーズに対応した機能及び価値の再生の ための大規模な改修を行うことをいう。
 - (5) リフォーム 住宅の機能又は性能を向上させるために、既存の住宅の全部 又は一部の修繕、補修、模様替え又は更新等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に賃貸住宅の建設等を行う個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国税、地方税及び地方公共団体へ納付すべき使用料等に滞納がない者
- (2) 賃貸住宅の建設等にあたり、市との事前協議が可能である者
- (3) 個人にあっては、当該個人及びその2親等以内の親族を入居させない者
- (4) 法人にあっては、当該法人の役員等(会社法(平成17年法律第86号) 第423条に規定する役員等をいう。)及びその2親等以内の親族を入居さ せない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団と密 接な関係を有する者でないもの

(補助対象住宅)

- 第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するもの(リノベーション及びリフォームの場合にあっては、工事後に要件を満たすこととなる場合を含む。)とする。
 - (1) 原則として、1棟につき、4戸以上の住宅戸数を有するもの
 - (2) 住宅1戸当たりの床面積(廊下、階段、エレベーター等の共有部分を除く。) が、壁芯間の寸法により算定し、25平方メートル以上であるもの
 - (3) 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されているもの
 - (4) 1戸あたり車1台以上の駐車スペースが確保されているもの。ただし、市 長が認めた場合は、当該敷地以外の場所に確保することができるものとする。 (補助対象経費)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次 の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、いずれも消費税及び地方消 費税を除く。
 - (1) 補助対象住宅の新築に係る建物本体工事に要する経費
 - (2) 補助対象住宅のリノベーションに要する経費であって、当該住宅の1平方メートル当たりの工事費が15万円以上であり、且つ、当該住宅の住戸部分の改修に係る経費の割合が全体事業費の5割以上を占めるもの
 - (3) 市内業者が施工する補助対象住宅のリフォームに要する経費であって、 当該住宅の住戸部分の改修に係る経費が1戸当たり100万円以上を要す るもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事に要する経費については、

補助対象経費としない。

- (1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 駐車場、門、塀等の外構工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと認められる工事 (補助金の額)
- 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に規定する額を 上限とする。
 - (1) 市内業者により新築工事又はリノベーションを行う場合 ア 次に掲げる1戸当たりの床面積の区分に従い、当該区分に掲げる額
 - ① 25平方メートル以上45平方メートル未満のとき 90万円
 - ② 45平方メートル以上のとき 120万円

イ 1棟当たりの限度額 1,200万円

- (2) 市内業者以外の者により新築工事又はリノベーションを行う場合 ア 次に掲げる1戸当たりの床面積の区分に従い、当該区分に掲げる額
 - ① 25平方メートル以上45平方メートル未満のとき 60万円
 - ② 45平方メートル以上のとき 80万円

イ 1棟当たりの限度額 800万円

(3) リフォームを行う場合

ア 1戸当たりの工事に要する経費の10分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)又は20万円のうち少ない方の額

イ 1棟当たりの限度額 300万円

(事前協議及び受給資格の認定)

- 第7条 補助金の申請を予定する者(以下「申請予定者」という。)は、建設等を 計画した賃貸住宅の整備内容について、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助事 業事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類(リフォームの場合は、第2号 から第4号まで及び第6号を除く。)を添えて市長に提出し、事前に協議しな ければならない。
 - (1) 建物の位置図
 - (2) 建物の配置図
 - (3) 建物の平面図及び立面図

- (4) 建物の設備仕様書
- (5) 建物又は補助対象工事に係る工事費内訳見積書
- (6) 建設予定地の登記簿謄本
- (7) 建設予定地又は補助対象工事を施工する箇所の現況写真
- (8) 暴力団員等でない旨の誓約書(様式第2号)
- (9) 市税等の滞納がないことを証する書類
- 10 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定に基づく事前協議書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、受給資格の可否について、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金受給資格認定通知書(様式第3号)により、当該申請予定者に通知する。
- 3 前項の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。) が賃貸住宅の建設等工事に着手する場合は、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補 助金工事着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更事前協議及び受給資格の変更認定等)

- 第8条 受給資格者は、前条の規定による事前協議の内容を変更し、又は認定を中止しなければならない事由が生じたときは、速やかに八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助事業変更事前協議書(様式第5号)に変更に係る内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、変更に係る事前協議をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づく変更事前協議書の提出があったときは、速やかにその変更内容を審査し、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金受給資格変更・認定中止承認通知書(様式第6号)により、当該受給資格者に通知する。(施工時の確認)
- 第9条 市長は、補助事業を適正に遂行するため、賃貸住宅建設の施工の状況等 について、関係職員による現場確認又は指導を行うことができる。
- 2 受給資格者は、賃貸住宅建設の施工の状況等に関し、市長から報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 受給資格者が補助金の交付を受けようとするときは、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類(リフォームの場合は、第2号及び第4号を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助事業完了報告書(様式第8号)
- (2) 建物完成図
- (3) 建物又は補助対象工事を施工する箇所の工程写真及び完成写真
- (4) 建物の表示登記による登記事項証明書の写し
- (5) 賃貸住宅建設等に係る契約書の写し
- (6) 契約に係る請求書又は領収書の写し
- (7) 入居者募集に関する告知関係資料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定)
- 第11条 市長は、前条の規定に基づく申請書を受理した場合は、速やかにその 内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、八幡浜市民間賃 貸住宅整備促進補助金交付決定通知書(様式第9号)により申請者に通知する。 (補助金の請求)
- 第12条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付の請求を行うときは、 八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金請求書(様式第10号)を市長に提出し なければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその内容を 審査し、補助金を交付する。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が第3条及び第4条に規定する要件を欠いたとき又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合にあっては、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(賃貸住宅の管理)

第15条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から10年間、当該補助金の 交付を受けた賃貸住宅(以下「対象住宅」という。)の用途を変更し、又は取 り壊してはならない。ただし、災害その他の理由により、対象住宅を引き続き 管理することが困難であると市長が認めたときは、この限りではない。

(手続の委任)

第16条 この要綱に規定する申請書類の提出等について、申請予定者、受給資格者又は交付決定者以外の者が行う場合は、この要綱に基づく手続等について委任する旨を記した書類を添付しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

- 3 前項に規定する日以前に第7条第2項の規定により受給資格認定者となった 者に対する処分、手続その他の行為については、この要綱の規定は、前項の規 定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。
- 4 交付対象者に係る交付決定及び賃貸住宅の管理については、第14条及び第 15条の規定は、附則第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、な おその効力を有する。

様式第1号(第7条関係)

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助事業事前協議書

様

年 月 日

八幡浜市長

申請予定者 住所 氏名

電話

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、 下記のとおり関係書類を添えて事前協議します。

1	賃貸住宅の場所 (予定地)	八幡浜市			
2	工事施工者の名称等	会社名: 住 所: 担当者氏名: 担当者連絡先:			
3	賃貸住宅の建設方法等		同住宅(店舗併用) □長屋建て 鉄骨造 □その他()		
4	賃貸住宅の戸数・間取等	棟 □1K □1DK	戸 / 階建て □1LDK □その他()		
5	概算工事費 (税抜)		円		
6 賃貸住宅の面積		敷地面積m²延床面積m²1戸当たり床面積m²			
7	住戸の設備	□玄関 □水洗便 □駐車場 □その			
8	着工及び完成予定年月日	着工 完成	年 月 日 年 月 日		
9	賃貸住宅の供用予定期間	供用	開始から年間		
1	0 添 付 書 類	(4) 建物の設備仕様書 (5) 建物又は補助対象工 (6) 建設予定地の登記簿 (7) 建設予定地又は補助 (8) 暴力団員等でない旨 (9) 市税等の滞納がない	i図(リフォームの場合は不要) (リフォームの場合は不要) 王事に係る工事費内訳見積書 経謄本(リフォームの場合は不要) 対象工事を施工する箇所の現況写真 で言約書		

様式第2号(第7条関係)

暴力団員等でない旨の誓約書

私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難される べき関係を有している者には該当しません。

年 月 日

住所

氏名

(押印又は自署)

様式第3号(第7条関係)

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金受給資格認定(不認定)通知書

第 号年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで提出のあった事前協議書及び添付書類について、 下記のとおり決定したので、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第 7条第2項の規定により通知します。

- 1 認定の可否 認 定 (認定No.)・ 不認定
- 3 認定期間 認定を受けた日から補助金交付決定日まで
- 4 認定の条件等
 - (1) 本通知書は、補助金の受給資格の有無の決定を通知するものであり、補助金の交付を約束するものではありません。
 - (2) 補助金の交付申請は、建設工事後に改めて申請していただくことになります。
 - (3) 事前協議書に変更が生じた場合は、速やかに変更事前協議書(様式第5号) により報告してください。
 - (4) 申請予定者は、次の項目のいずれかに該当する場合は、受給資格の認定を受けられません。
 - ○八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第3条及び第4条に規定する 要件を欠いたとき。
 - ○その他市長が認めたとき。

様式第4号(第7条関係)

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金工事着手届

年 月 日

八幡浜市長

様

受給資格者 住所

氏名

電話

下記のとおり工事着手しましたので、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金 交付要綱第7条第3項の規定により、報告します。

認定No.	第 号		号		
建設工事に着手した日		年	月	日	
着手した賃貸住宅の場所	八幡浜市				
完成予定年月日		年	月	日	

様式第5号(第8条関係)

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助事業変更事前協議書

年 月 日

八幡浜市長

様

申請予定者 住所 氏名

電話

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、 下記のとおり関係書類を添えて変更事前協議します。

1	賃貸住宅の場所 (予定地) (変更後)	八幡浜市					
2	工事施工者の名称等(変更後)	会社名: 住 所: 担当者氏名: 担当者連絡先:					
3	賃貸住宅の建設方法等 (変更後)	□共同住宅 □共 □木造 □軽量:	同住宅 (店舗併用) □長屋建て 鉄骨造 □その他()				
4	賃貸住宅の戸数・間取等(変更後)	棟 □1K □1DK	戸 / 階建て □1LDK □その他 ()				
5	概算工事費 (税抜) (変更後)		円				
6 賃貸住宅の面積 (変更後)		敷地面積 m² 延床面積 m² 1戸当たり床面積 m²					
7	住戸の設備 (変更後)	□玄関 □水洗便所 □浴室 □台所 □給湯設備 □駐車場 □その他特徴的な設備()					
8	着工及び完成予定年月日 (変更後)	着工 完成	年 月 日 年 月 日				
9	賃貸住宅の供用予定期間 (変更後)	供用	開始から年間				
1 (ウ 中止の理由(中止する場合)						
1	1 添 付 書 類	(4) 建物の設備仕様書((5) 建物又は補助対象工 (6) 建設予定地の登記簿 (7) 建設予定地又は補助 (8) 暴力団員等でない旨 (9) 市税等の滞納がない	図(リフォームの場合は不要) リフォームの場合は不要) 事に係る工事費内訳見積書 謄本(リフォームの場合は不要) 対象工事を施工する箇所の現況写真 の誓約書				

様式第6号(第8条関係)

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金 受給資格変更·認定中止承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

八幡浜市長

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、 年 月 日付けで提出のあった変更事前協議書及び添付書類について、下記の とおり決定したので、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第8条第 2項の規定により通知します。

認定No.	第 号
申請に対する決定等	変更承認 • 認定中止
変更の内容等	(変更前)
を 文 の 円 台 寺	(変更後)
備考	

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付申請書

							年	月	日
八巾	番浜市	ī長	様						
				申請者	住所				
					氏名				
					電話				
八	磻浜⋷	方民間賃貸住宅整備	前促進補助金	:交付要網	岡第 1	0条の	規定に	より、	下記
のと	おり関	関係書類を添えて申	目請します。						
			記]					
1	補具	力金交付申請額					円		
2	賃賃	貸住宅の場所		八幡浜市	j				
3	賃賃	貸住宅の建築(工事	事) 価格				円		
4	工具	事着 工日			年	月	日		
5	工具	事完了(引渡し) 目	1		年	月	日		
}	※関	係書類							
	(1)	八幡浜市民間賃貸付	主宅整備促進	補助事業	完了朝	2 告書	(様式第	8号)	
	(2)	建物完成図(リファ	ォームの場合	·は不要)					
	(3)	建物又は補助対象	工事を施工す	る箇所の	工程写	三真及で	び 完成写	真	
	(4)	建物の表示登記に	よる登記事項	証明書の	写し(リフォ	ームの	場合は	不要)
	(5)	賃貸住宅建設等に付	係る契約書の	写し					
	(6)	契約に係る請求書	又は領収書の	写し					
	(7)	入居者募集に関する	5告知関係資	料					

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助事業完了報告書

年 月 日

八幡浜市長

様

申請者 住所 氏名

電話

年 月 日付 第 号をもって受給資格認定を受けた事業が 完了しましたので、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第10条の 規定により、下記のとおり報告します。

認定No.		第		号	
建設工事が完了した日		年	月	日	
賃貸住宅の場所	八幡浜市				
住宅取得に要した経費					円
供用を開始した日 (予定日)		年	月	日	

様式第9号(第11条関係)

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

八幡浜市長

貴殿より申請のあった八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金について、 下記のとおり交付することに決定しましたので、八幡浜市民間賃貸住宅 整備促進補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 2 交付の条件等
 - (1) 補助事業により建設した賃貸住宅は、供用を開始した日から10年以上、賃貸住宅の用に供すること。また、取壊し又は売却をしないこと。
 - (2) 賃貸住宅の供用を開始した後、入居状況の報告を年1回市長に行うこと。
 - (3) 入居者にとって便利で快適な賃貸住宅の維持管理に努めること。

八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金請求書

		年	月	日
八幡浜市長	様			
	申請者			
	住所			
	氏名			
	電話			

年 月 日付 第 号により交付決定された八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金について、八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

2. 振込先

	I					
		銵	行		本	店
金融機関名		信	言用金庫		支	店
		組	1 合		出引	長所
預金種別	1. 普通	2. ≝	i座	(該当する種別は	こつを))
口座番号						
(フリガナ)						
口座名義人						

※ 申請者が口座名義人になっているものに限ります。